

復興への道標

東日本巨大地震・津波災害
及び原発事故対策に関する

第3次提言

自民党

平成23年5月27日

第二次補正予算の成立を急げ！

わが党は国難とも言うべきこの大災害に対処するため、党派の垣根を越えて懸命に努力を重ねているところである。第一次「緊急提言」に引き続いで第二次提言を明らかにし、「平成23年度第一次補正予算」の成立にも最大限の協力を果たしてきた。

わが党は、被災地を想いスピードを優先して一次補正予算には賛成したものの、そもそも政府の補正予算は極めて不十分との考えであった。一次補正予算には、鉄道や防波堤等の基本的なインフラ復旧予算や学校施設・公立病院等の再建予算もほとんど組み込まれておらず、住宅支援や中小企業の資金繰り支援等の生活・産業再生支援も不十分である。そこで、わが党は、さらなる被災地支援の必要性を議論し、「第三次提言」を取りまとめた。二次補正なくして本格復旧も被災地再生もなく、われわれは政府に対し、早急な第二次補正予算の編成を重ねて強く求めるものである。

＜目次＞

✚ きずな基金の考え方	1
✚ 改めて要求する特記事項	2
✚ わが党が具体的に準備を進める議員立法	4
✚ 第三次の具体的な提案	6
自治体等への対応体制の充実	6
被害者への支援	6
税制関連	8
産業等の復旧・復興支援	8
産業のインフラ整備等への支援	10
農業・農村支援	12
林業・山村支援	13
水産業・漁村支援	14
その他の事項	16

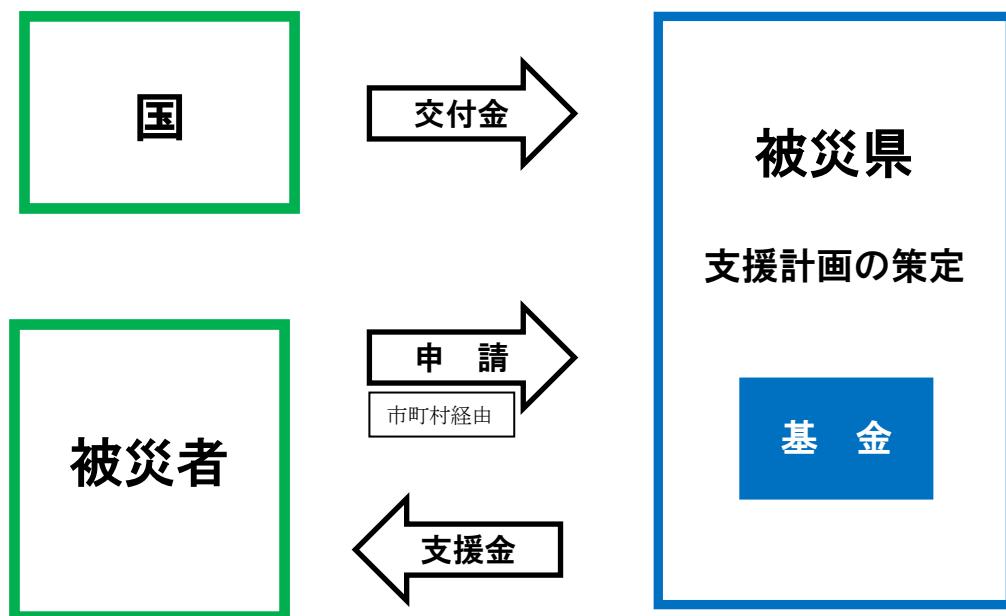
『きずな基金』の考え方

◇ 基金の概要

現行の諸制度では、きめ細かな生活の支援や産業の復旧、さらに長期的に資金を必要とするインフラ整備を含めた総合的な生活再建は困難である。災害発生から2カ月が経過したこと等を踏まえ、復旧から復興へ繋ぐ基金として、被災者及び被災事業者の生活再建を支援する『きずな基金』を創設する。

■ 設置期間 3年（被災者・被災事業者の生活再建を目指す）

■ 規 模 2次補正予算要求額 3,000億円



◇ 「支援計画」のイメージ

- 生活安定化へのステップに応じて段階的に支援金を支給する。
- 地震、津波、火災、原発事故など県によって被災状況が著しく異なることから、基金の使途は被災県が自由に定めるものとする。
例：水産関係冷凍・冷蔵庫の復元支援、公民館・体協スポーツ施設の改修支援など
- 計画に応じて基金の積み増しを行う。

改めて要請する特記事項

ガレキ処理の対策

①国の責任の明確化とその周知徹底

現在、ガレキ処理の実施主体は市町村であり、費用を国が負担する体制となっているが、ガレキ全般にわたって、国が主体となって処理の工程表を示す等、総合調整を図りながら進めていくべきである。

費用については、市町村が安定的に取り組めるように、交付税措置を加えるのではなく補助率を10割とすべきである。なお、補助対象に焼却施設も含める。わが党は、議員立法による法整備を進めている。

特に、海のガレキの早期撤去は、航路の再開、漁業の復旧の大前提であり、早急に取り組む必要があるが、実施主体、費用負担の双方に関する方針が今一つ不明確である。処理の困難性に鑑みても国が10割負担し、国の責任で進めるべきである。

②ガレキの仮置き場の確保

地元においてガレキの仮置き場の確保を急いでいるが、十分な用地の確保に難航しており、対応の遅れている県もある。阪神・淡路大震災では、公園、民有地、河川敷を廃棄物の仮置き場として利用しており、特に水没農地を含め民有地の活用を進めるべきである。早期の確保に向けて、借料その他につき国の責任において措置を行うべきである。また、最終処分にあたっても国は明確な方針を示すべきである。

③放射性物質など有害物質を含むガレキの処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、対象となる廃棄物から放射性物質及びこれによって汚染された物が除かれており、他に放射性物質が付着した廃棄物についての処理を定めた法令が存在しない。現在、環境省が方針を作成するため関係省庁と協議中であるが、放射性物質で汚染されたガレキの取り扱いについて、早急にその処理方針を策定するとともに、これを定めた特別措置法を制定すべきである。また、アスベスト等の有害物質についても十分に留意すべきである。

④ガレキの発注単価の統一及び民間の自発的処理への公的補助

- ・補助の根拠法律にかかわらず諸経費を含め実勢価格を踏まえて、迅速かつ円滑な発注に努めること。その際、ガレキの性状等によって作業内容が過重となる実態を踏まえること。
- ・民間で自発的に行ったガレキ処理も全額公費負担とする。

⑤ヘドロ処理対策

ヘドロ処理についても、国が責任を持って実施すること。

仮設住宅の課題

①国による総合調整

資材・要員の確保に留まらず、建築完了に至るまで国が一元化して総合調整を図り進めていく体制を再構築し、完成に向けた行程表を示すべきである。

②民有地の活用

民用地の活用のため、国が借料・造成費用及び復元費用（田畠等）に関し十分な措置をとるべきである。

③仮設住宅における生活物資の調達

避難所から仮設住宅に移った場合でも、一定期間、生活物資の調達について国が負担できるよう、法改正を含めて対応措置を図るべきである。

④集落・コミュニティ単位での入居の推進

コミュニティ単位での入居を推進することが必要である。運用で可能だが、法律に集落単位での入居の配慮規定を盛りこむことも検討すべきである。

⑤仮設入居期間の延長

入居期間が2年であることが被災者の不安を生み、滞留につながっている。入居期間の制限を撤廃することは運用でも可能だが、法律で明記することが望ましい。

⑥仮設住宅から仮設住宅への移住

一度他の自治体に所在する応急仮設住宅に入っても、その後、元の居住地に建設された応急仮設住宅へ入居することを可能とするよう法改正も含めた措置を検討すべきである。

⑦丘陵地等の造成工事への対応

丘陵地等の難工事地帯への仮設住宅建設については、平坦地化するための造成費用等について全額国が負担する。

⑧多様な規格の仮設住宅の提供

世帯構成や生活様式など、地域特性に応じた住宅整備や、高齢者や障害者等にもやさしい住宅設備など多様な規格の住宅が提供できるよう対応する。

⑨仮設住宅建設事業における被災者の雇用

地域の雇用促進・生活支援の観点から、建設事業に地域の被災者を雇用する。

わが党が具体的に準備を進める議員立法

『二重債務問題救済法案』（仮称）

- 1) 被災者の再スタートを支援し、被災地域からの産業や人口の流出を防ぎ、復興の前提を確保するため、被災者（中小・小規模企業、個人事業者、農林水産業者等）の既存債務を公的な機関で買取り、資本扱いとし、経営助言等を行って、長期の再生を目指す。
- 2) 事業関連性のない個人住宅ローンについては、各人の希望に応じて簡素な債務整理（特定調停、民事再生等）を実施し、個人所有住宅の新規取得を希望する被災者には公的な低金利・据置長期の融資、公的住宅の一定期間後の払下げ、個人の所有地との交換を検討する。年齢等の理由により個人所有住宅の再取得を希望しない被災者については、福祉施設等への入居を公的に支援する。
- 3) 財源は、政府保証や、交付国債を活用して、即時の税金投入を最小限に抑えるとともに、業界のセーフティーネット資金〔預金、貯金保険等〕を活用し、持込金融機関の関与も担保する。原発由来の債務にかかる負担は、原発災害の補償制度への求償を行う。

「原子力損害賠償の国の仮払いに関する法律案」（仮称）

原子力損害賠償に関して避難者をはじめ、農林漁業者及び中小企業者に対して早期の支払いのため、国が仮払いをするための措置を行う。

「災害救助法の一部を改正する法律案」（仮称）

救助の種類として、ガレキ処理を定め、ガレキの処理費用について、今回のような大規模な災害の場合は、国が全額負担することを定める。

「原発事故調査委員会法案」（仮称）

東日本大震災による原子力事故を教訓とし、このような事故の再発を防ぐことが肝要である。このため、国会に原子力事故調査委員会を設置し、事故の経緯・原因等を徹底的に調査・究明する。

『東日本大震災に対処するための私立学校建物等災害復旧事業に係る特別の助成措置等に関する法律案』（仮称）

- 1) 私立学校（学校教育法1条の「学校」）の災害復旧に要する工事費及び事務費について、国が「3分の2を補助する」（国庫補助の公立学校と同率へのかさ上げ）。さらに、残りの3分の1の災害復旧事業について、地方公共団体が私学助成を行う場合は、国が当該地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付する。
- 2) 専修学校等の災害復旧に要する工事費及び事務費について、国は「予算の範囲内において、その3分の2を補助することができる」（従来の制度にはない国庫補助の創設）。さらに、私立学校と同様に、地方公共団体が私学助成を行う場合は、国が当該地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付する。
- 3) 日本私立学校振興・共済事業団は、東日本大震災により被害を受けた私立学校または専修学校等に、通常の条件よりも有利な条件で貸付金を出し、貸付金に係る元金の償還又は利息の支払いを猶予するなど、私立学校教育に対する援助に努める。

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律を廃止する法律案」（仮称）

東日本大震災における教育復旧・復興（被災児童生徒等に対する給付型奨学金の創設など）の財源に充てるため、高校授業料無償化制度を廃止する。

「津波対策推進に関する法律案」

昨年6月にわが党が提出し、民主党が審議せず放置したままになっていた法律案。法案は 1)津波の観測体制の強化や調査研究の推進 2)防災上必要な教育や訓練の実施 3)必要な施設の整備など。また、「稻むらの火」の故事にちなみ毎年11月5日を「津波の日」と定め、津波への備えの啓発活動を進めること等を内容としている。わが党は、その早急な成立を図る。

第三次の具体的な提案

自治体等への応援体制の充実

- 1) 被災地の強い要望を踏まえ、行政の相談窓口の一元化を図ること。
- 2) 「災害臨時交付金」の交付額は、被災自治体による復旧・復興に必要な経費の見積額を参考に算出すること。
- 3) 地方財政措置は地方交付税総額の増額を基本とし、後年度交付税措置する手法は極力控えること。
- 4) 国による被災自治体の行政機能の現状についての把握を徹底し、体制確立の方策を早急に再確立すること。
- 5) 複数の自治体でチームを構成し、被災自治体の人的需要に的確に対応できる人的派遣スキームを国の主導によって構築すること。
- 6) 他県からの応援職員などの経費は、国が所要額全額を支援すること。その際の要員については、現職以外にも公務員のOBを活用すること。
- 7) 役場が区域外に移転している原発避難区域（計画的避難区域を含む）町村への支援方策を早急に確立すること。
- 8) 雇用対策も加味しつつ、自治体が被災地の住民を「災害対策臨時職員」として雇用する場合の財政措置を国が新たに講じること。
- 9) 市町村合併による合併特例債等の事業については、震災による影響に鑑みて、期間の延長が行えるようにすること。

被災者への支援

- 1) 夏に向けた暑さ・湿気対策を進めること。
 - ・害虫や病原菌等の駆除など防疫対策を国の責任で進めること
 - ・扇風機などの器機、夏用の衣類や下着を避難所に提供すること
- 2) 被災者生活重建支援制度を充実すること。
 - ・支援法を改正し、国の負担を大幅に引き上げること
 - ・被災者の住んでいない作業場・町工場・店舗等についても支援制度が適用できるよう改正すること。
- 3) 依然として劣悪な食事提供状況を踏まえ、抜本的な改善策を進めること。
- 4) 「東日本大震災復興特別貸付」の特に国民生活事業においては、風評被害や間接被害等についても無利子・無担保での対応とすること。

- 5) 被災地の三師会等については、平成25年11月30日となっている新公益法人の移行の期限について、復興の状況を勘案し柔軟に対応すること。
- 6) 災害時における都道府県を超えた医療・介護・障害者等施設体制の構築。
(病院・診療所、介護・障害者等施設の受け入れ態勢等のネットワーク化)
- 7) 福祉入所施設等の代替施設に新規入所者の入所を認め、各制度の対象とし、あわせて、財政支援を含めた支援をすること。
- 8) 被災地では、すぐに民間が福祉施設を設置できないことに鑑み、公設民営の特養等福祉施設の整備をすること。
- 9) 地域医療提供体制の復興計画策定に当たっては、医療機関とともに医療提供施設である薬局についても必要不可欠な施設と位置付け、地域における適正な配置が実現可能となる計画を立案すべきである。
- 10) 新たな都市復興計画の立案、実施に当たっては、例えば「特区」等を設け、医療機関が病床数等の基準に従って開設されるように、当該地域の人口対比や在宅医療に係る「休日・夜間の医薬品の提供体制」の確保も視野に、薬局の開設主体に対して一定の制限を加えるなど、無秩序な薬局開設を抑制すること。一方で、地域に必要な薬局が適正に配置されるような施策並びに財政的措置を講じるべきである。
- 11) 県立病院等、全壊した病院には一次補正で復旧予算がついていないことを踏まえ、二次補正での早期の措置を図ること。
- 12) 被災した訪問看護ステーション、居宅介護事業所等の高齢者等のサポート拠点を仮設で優先的に設置すること。
- 13) ドクターヘリへの財政支援の充実強化を図ること。
- 14) 第2次補正予算で本格化する学校施設の復旧に関し、私立学校などに対する補助の拡充（公立並み）を法的に担保すること。
- 14) 専門・各種学校、短期大学、大学の授業料等の減免措置を講じること。
- 15) 高校授業料無償化を廃止し、それにより得られた財源を基に、来年度より被災した児童・生徒に対する給付型奨学金を創設。なお、本年度における「就学援助金」の給付も引き続き求める。
- 16) 学校施設の防災拠点として自家発電装置の設置やプロパンガス設備、井戸の設置、汚水対策として浄化槽の設置などを行うこと。
- 17) 学校教員の定期異動人事の猶予を行うこと。
- 18) 被災したことにより、教育が遅れないような教員の派遣等特段の支援を行うこと。
- 19) 市町村発行の罹災証明書等を運輸支局等または軽自動車検査協会の事務所へ郵送することによる被災車両の検査証返納手続きを認めること。
- 20) 自治体からの要請がない救援活動について、市町村や市町村社協が対応できない場合、その内容が災害救助法の対象とする活動であり、被災者がその支援を必要と

し、実際に必要に応じた支援を受けたことを全社協等に申し出た場合には、救援活動にかかった実費等を弁済し、これを災害救助の負担の対象とすること。

- 21) 聴覚障害者向けに、携帯電話の緊急地震速報の音声警報に、発光と文字情報による警報を追加するよう指導すること。
- 22) 相続放棄の期間は死亡を知つてから3ヶ月以内となっているが、相続債務の把握が困難であり、混乱を招くことが十分に予想される。このため、相続放棄の期間を特別に猶予する措置を講ずること。

税制関連

- 1) 被災した公立学校に対する指定寄附を認める寄附優遇税制（母校支援寄附）を創設すること。
- 2) 被災二輪車については、自動車重量税を還付し、被災車両の廃車代替として新車の購入時に、自動車重量税を免除すること。
- 3) 原発事故被害地域の地方税の扱いが未だ明らかにされていないため、被災者の不安解消のためにも早急に明らかにすること。
- 4) 農業経営再開に向けて、被災した事業用資産の損失の特例、圧縮記帳の活用、新たな準備金制度の創設等、税制上の特例を追加すること。また、法人税の繰り戻し還付期間を繰越損失の遡及期間並みに5～7年とすること。
- 5) 原発事故被害地域及び液状化・地すべり・地盤崩落・地盤沈下被害地域における土地、家屋、農地に係る固定資産税、都市計画税について減免すること。

産業等の復旧・復興支援

- 1) 二重債務問題への対応

被災者の再スタートを支援し、被災地域からの産業や人口の流出を防ぎ、復興の前提を確保するため、被災者（中小・小規模企業、個人事業者、農林水産業者等）の既存債務を公的な機構で買取り、資本扱いとし、経営助言等を行つて、長期の再生を目指す。個人住宅ローンについても検討すること。

- 2) 中小企業の資金繰り支援は、第一次補正の5,100億円では上半期分すら足りない可能性もあるので、大型の二次補正予算を組み、下半期においては5,100億円を大幅に上回る予算措置を行うこと。
- 3) 政府においては、既に災害復興のために、利子補給を国が行い実質無利子となる融資制度やマル経制度の拡充などを行つているが、被害が甚大な地域の中小・小規模事業者が事業再開のために調達する資金について、国が審査の簡略化を金融機関に要請すること。また、保証料の負担を国が行うなど、更なる支援策を拡充すること。

と。加えて、事業立ち上げ時の設備投資に必要な資金を助成するなど事業再開、転業等を支援する制度を創設すること。

- 4) 被災地に本社を置く中小・ベンチャー企業が所有している特許権等の知的財産権を担保として、かつ政府が管掌している被災地の信用保証協会がこれを保証して、復旧または新規の設備投資、新製品の研究開発費用等に特別融資する制度を創設すること。
- 5) 中小企業の支援を行う商工会等の仮設事務所の整備、巡回相談体制（車購入支援等）を進めることに加え、パソコン、携帯電話といった相談業務に必要な設備などを早急に整備すること。
- 6) 国が被災商工会の人件費・事務費等を負担する等中小企業団体中央会に対する特別運営費補助を創設すること。
- 7) 経営再建に向けた相談業務に必要な法律や労務といった専門的な知識が求められることから、これらの専門家を派遣する機能を国・県において強化すること。
- 8) 中小企業支援ネットワーク強化事業を活用した、巡回対応相談員の被災地への派遣については、他都道府県の人材だけでなく地元経営指導員OB等を活用するなど、柔軟な対応を行うこと。
- 9) 仮設店舗の設置は原則として公有地となっているが、市町村が私有地を借上げることも可能であり、もっと私有地を活用しやすくすること。
- 10) 中小企業基盤整備機構が実施している仮設店舗、仮設工場等の整備については、恒久的な活用も見据え、予算を拡充強化すること。
- 11) 商店街における街路灯やアーケードをはじめ業務・産業部門（工場、事務所、オフィス、店舗、病院、福祉施設、鉄道、ホテル、学校、道路、トンネル、街路防犯灯、駐車場等）のLEDをはじめとした高効率照明器機の普及を進めるため、設備変更等に対する助成措置を創設すること。併せて、リース方式の導入を検討すること。
- 12) 被災した商店街団体が、必要な通信機器やPCなどの事務機器を再整備する際、支援措置を講ずること。
- 13) 地震・津波や放射能汚染・風評被害の影響で事業継続が困難となった農業や漁業を営む者、さらには、第一次産品の加工業者などを対象とした転業・新規開業支援のための事業を創設すること。
- 14) 被災地支援のためのチャリティーの実施や被災地の経済復興につながるようなイベント開催に対し、必要な助成措置を行うこと。
- 15) 被災区分所有建物等の再建等に関する特別措置法（被災マンション法）に基づく政令の公布・施行、周知徹底すること。
・政令で定める大規模災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、敷地共有

者の共有持分の価格の割合による議決権の5分の4以上の多数による決議に基づき、建物を再建することができるとしている。

- ・区分所有法上、区分所有建物の大規模な損壊が生じた場合、6ヶ月以内に復旧又は建替えの決議がされない場合、区分所有者相互間での占有部分の買取請求を認めているが、災害に際しては、復旧又は建替えの決議に時間要することから、その期間を1年とする。

16) 民事調停申立手数料の特例措置（申立手数料免除）を早期に実施すること。

17) 罹災都市借地借家臨時処理法（罹災都市法）に基づく政令の公布・施行、周知徹底を図ること。

18) 工業団地等への集落集団移転の実現に必要な予算上、法令上必要な措置を講じる。

19) 被災地における中古自動車不足に対応するため、首都圏で排ガス規制により使用できず中古市場に出ている事業用車両の活用を検討すること。

産業のインフラ整備等への支援

1) 復興の前提として、ガレキ除去後、インフラ・民間施設等の整備を行う上で、土地権利の確定について従来型の手法では限界がある。このため、民法等の特例措置等も含め法整備を早急に進めること。

2) 液状化対策

- ・罹災証明の認定基準に、「液状化被害」を明確に定めること。
- ・被災者生活再建支援法の適用において、全壊か否かの機械的な判断のみならず、大規模半壊または半壊2世帯を1世帯と扱うなど、弾力的な適用を行うこと。また、支援金の支給対象を拡大、金額を拡充すること。
- ・液状化による被害についての、支援金制度を新設、適用すること。
- ・液状化の原因究明や早期復旧のために県に専門家を派遣し、県職員を指導助言すること。
- ・敷地境界再設定の指針の早期決定を支援すること。
- ・二重生活をおくる液状化被災者が滞在するURの家賃につき、半年間の減免を延期すること。
- ・先般決定された被災土地・家屋にかかる課税の減免措置を、液状化についても適用すること。

3) 地すべり、地盤崩落対策

- ・国は、今回の大震災による津波被害者の住宅再建に対しては負担軽減を検討しているが、地すべり・地盤崩落被害を受けた住宅団地は、住民の高齢化も進んでいくことから、宅地被害にあった方々に対しても、同様の負担軽減が行われるよう、

宅地の復旧・再整備に要する制度の拡充や新たな制度の創設を図るとともに、費用全額を国の負担とすること。

- ・現行制度に関しては、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業について、全額国費とともに、自然がけに加えて、高さ2m以上の人工法面やコンクリート擁壁等を補助対象とするなど、採択要件を拡大する特例措置を実施すること。併せて、事業費枠を廃止すること。
- ・大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、全額国費とともに対象面積や戸数などの採択要件を大幅に緩和する特例措置を実施するとともに、小規模在宅地区改良事業や住宅地区改良事業についても、補助率を嵩上げし、採択要件を緩和する特例措置を実施すること。
- ・現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金制度においては、個人の所有する資産のうち、住宅の被害を基準として支援する内容となっているが、宅地被害についても住宅同様に資金的な支援策を講じること。

4) 地盤沈下対策

- ・地盤沈下により平均海面より低位になった地域が増大したことに対応し、早期の暫定堤防を整備し、さらに防護レベルを設定した上で本復旧を図る。
- ・一次補正予算では地盤沈下対応、海岸堤防予算がなく、このままでは危険であり、暫定堤防については早急に二次補正予算で対応すること。

5) 資金調達

- ・必要に応じ、公的な長期金利の産業インフラ及び復興・復旧のための特別融資枠を別計で設けること。
- ・インフラ復旧・整備に向けたPFI等による民間資金の活用も選択肢に入れて合理的に進めること。

6) 防潮堤については被災地の特段の要望を踏まえ、二次補正での予算措置を含め早期建設を図ること。

7) 三桁国道の保全・整備等については県の負担が過剰になるため、県に代わり国が予算措置を含め事業を代行できること。

8) 被災地の建設土木業の主任技術者及び監理技術者の専任配置を緩和すること。

9) 被災地域の復旧・復興事業に関し、指名競争入札等の活用により契約にかかる時間を大幅に短縮した迅速な発注を行うこと。また、これまで地域の防災に貢献してきた企業との随意契約による事業のスピードアップも図ること。

10) 建設機械およびその保守サービスカーの燃料調達の円滑化、大型建設機械の輸送規制緩和、手続きの簡素化を図ること。

- 11) 今回の震災で都市ガス製造設備を中心に甚大な被害を受けたものの、中小都市ガス事業者の範疇から外れてしまった被災都市ガス事業者（仙台市等）への復旧支援を行うこと。
- 12) 企業の自家発電施設設置に係る補助制度や緑地規制等の規制改革を検討すること。
- 13) 被災建設業の復旧のため、工事中に滅失した建設機械等の損害に対し必要な支援措置を講じること。

農業・農村支援

- 1) 復興再生計画の策定に当たっては押し付けや理想論ではなく、地元自治体や復興の核となる農林水産関係者等の意向・現状に十分配慮して進めること。
- 2) 津波により壊滅的被害を受けた農地について、早期の経営再開に向け、地域のニーズを踏まえた土地利用計画を早急に策定するとともに、国等による農地の買い上げ（一時国有化）や定期借地権設定などの手法について検討を進め、対策の方向を明らかにすること。その際、地盤沈下等により経営再開が困難な農地の活用について、防災上の観点も含め検討すること。
- 3) 農地の利用集積を進めること。
- 4) 居住地を移して農業経営の再開を希望する農家に対し、農業経営継承事業の活用など農地、住居等の提供支援を行うこと。
- 5) 農業経営再開に向けて、被災した事業用資産の損失の特例、圧縮記帳の活用、新たな準備金制度の創設等、税制上の特例を追加すること。また、法人税の繰り戻し還付期間を繰越損失の遡及期間並みに5~7年とすること。（再掲）
(原発事故関連)
- 6) お茶・たばこ等の加工食品についての安全基準を明確にすること。
- 7) 農畜林水産物の廃棄について、対処方針を明確にし周知徹底すること。

（第二次補正予算に盛り込むべき事項）

- 1) 第一次補正予算で措置された「被災農家経営再開支援事業」(52億円)は短期の対応としては評価するものの、今後、現場の評価や事業の進捗状況等を踏まえ、営農意欲・技術の維持、営農や生活のための所得の確保等の観点から検討を加え、補助率の嵩上げなど中長期的に安定した仕組みの構築と予算の確保に努めること。
- 2) 農業関連施設の復旧事業について、共同利用施設に加え農業者やJA等も対象とすること。また、復旧事業対象は原形復旧が原則とされているが、食料基地の「復興再生」という理念を踏まえ、施設の高度化や統廃合、移設新築等についても支援対象に加えること。その際、激甚法の適用において簿価を基準にした補助率ではな

- く、再取得の価格を基準とした補助率にすること。
- 3) JA等の保管農産物等が被害を受けた場合の損失・廃棄について、被災農業者の救済の観点から総合的な支援策を講じること。
- 4) 除塩事業をはじめ農地・農業用施設の復旧や調査については第一次補正予算で一定の措置がなされたところであるが、来年以降の営農再開のためには今年度中にも本格的な復旧に着手する必要がある。農地海岸保全施設、農村生活環境施設等の復旧はまだ緒に就いておらず、二次補正でも十分な復旧復興予算を確保すること。その際、被災自治体や農家の実質的負担が伴なわないよう万全の措置を講じること。
- 5) 種子糲の確保ができないことが米の県間調整未達の一因であることを踏まえ、今後、政府備蓄米の一部について種子糲備蓄方式を採用すること。
- 6) 飼料備蓄について、仕分けにより20万トンに削減された備蓄水準を、本来の60万トンに復元すること。
- 7) 原発事故の初動対応の遅れにより放置された家畜の殺処分や埋却処分を補償の対象に加えること。また、牧草地の放射線量が基準を上回る地域等において、酪農家等の移転の際の万全な支援策を講じること。
- 8) 酪農と繁殖農家は再生まで早くても三年必要であり、個々の農家に任せていっては再生できない。国が酪農組合等を強力に支援し、農家を雇用し、一定の段階で農家に払い下げするなどの仕組みを立ち上げること。
- 9) 畜産酪農をはじめとする長期にわたる農業の経営再生のため、基金の設置について検討すること。

林業・山村支援

(第二次補正予算に盛り込むべき事項)

- 1) 林地、林道・作業道等、林業生産基盤の復旧に必要な予算を確保すること。
- 2) 被災した林業関係施設、機械（森林組合、共販・加工施設、林業機械・車両等）の復旧のための支援策を講じること。
- 3) 復旧・復興に活用する国産材の安定供給と需要状況の把握のため、全体的な復旧・復興スケジュールを示した上で支援策を講じること。
- 4) 被災した合板企業の製造ラインの復旧が、仮設住宅等の資材供給や被災地域の復興のポイントとなっていることを踏まえ、合板製造用機械の再整備支援について、早急に補助率の大幅な嵩上げを行うこと。
- 5) 被災企業の現在雇用している従業員が、ガレキ処理等に従事する場合の給与への助成を農林業にも適用すること。

- 6) ガレキに含まれる大量の木質系災害廃棄物（推定 500 万トン以上）をバイオマス発電に活用するため、一次補正で措置されたチップ化機械に加え、発電施設（移動式コンテナタイプを含む）について予算化すること。併せて、木材ガレキの木質ボードへの活用を図る。

水産業・漁村支援

(水産業の再生)

- 1) 地元との十分な協議のうえ、地域水産業の再編のマスタープランを 7 月までに作成すること。
- 2) 本格復旧・復興の着手に必要な被害状況調査を速やかに実施すること。
- 3) 沿岸域を含めた資源・漁場環境調査を早急に実施すること。
- 4) 漁港・漁場に係る漁船等海底障害物の撤去・処理、いわゆる「海のガレキ処理」については遅々として進んでいない。国と県で具体的な「工程表」を策定し、その工程表に基づき早急に処理すること。その際、国がその経費の 10 割を負担し、国が責任を持って進めること。【海のガレキの総量は全く把握できていない】
- 5) もうかる漁業事業（サンマ漁船、大中まき網、養殖業など）を拡充するなど被災漁船の代船建造・養殖施設の復旧への支援を行うこと。
- 6) 漁協自営・共同利用体による漁船・漁具（定置網含む）・「ノリの乾燥施設」等陸上施設を含めた養殖施設等への支援（国の責任での復旧や無償リースなど）を行うこと。
- 7) 2 万隻超の漁船の喪失に伴う新漁船建造及び漁船の補修にあたっては、被災地域の状況を勘案し、優先順位をもって漁船の建造・補修ができるよう、造船所と修理施設の早急な実情に合った整備を進めること。
- 8) 「さけ・ます増殖」や「カキ養殖」等における陸上施設の早急な本格的整備ならびに「稚魚・稚貝の手当」への支援を行うこと。収穫まで 2 年から 3 年かかる養殖漁業者への経営支援を拡充すること。
- 9) 被災地における漁船保険事業・漁業共済事業の健全な運営を維持するための事務運営経費を支援すること。
- 10) 漁業共済・漁船保険の早期支払いを行うこと。
- 11) 被災地における養殖漁業者等に対する漁業共済加入要件の特例措置を講じること。
- 12) 漁業者の住宅などに対する共済制度を充実するための国の支援（国の地震保険の活用）を行うこと。
- 13) 壊滅的被害を受けた地域における地域・水産業の中核的担い手としての漁協について、復興に係る期間中、人件費等の運営費用を支援すること。

- 14) 漁業集落の地盤嵩上げと被災した漁業者の住宅復興等漁村再建に対する支援を行うこと。
- 15) 被災により使用可能漁港が限定される中、被災地域における水産物の流通・加工機能の低下により、漁業再開に伴う漁獲の水揚量に対応できない過剰漁獲物については、余剰処理能力のある他地域への陸上輸送を含めた広域流通対策に対する支援を行うこと。
- 16) 漁船漁業経営の圧迫要因である「行き過ぎた燃油高騰」対策を拡充すること。

【A重油 72,400円/kℓ（平成22年12月）→ 91,400円/kℓ（平成23年5月）】

- 17) 「がんばろう水産業復興基金」の創設

水産業復興のために、東日本巨大地震・津波により喪失・流出した種苗の生産、共同利用車両の迅速な購入・運営、水産業活性化や地域特産水産物のPR活動、収穫までに時間のかかる養殖漁業者等への支援など、地域の特性に応じた柔軟な対応を図るための基金（全額国費による取崩し型の基金）を創設すること。

- | |
|----------------------------|
| ●被害漁業者数 約2万人 |
| ●被災漁港数 319、漁港施設被害額 6,442億円 |
| ●被災漁船数 20,718隻、被害額 1,384億円 |
| ●養殖関係被害額 1,000億円 |
| ●水産物の輸出額 1,900億円 |

(原発被害への対応)

- 1) 放射能汚染水の4月の海への放出は、漁業関係者を無視し無責任に行われ、度重なる放射能汚染水の漏出も加わり、わが国漁業に多大な影響を及ぼしている。このような事態がないように更に徹底を図るとともに、調査箇所を拡充したうえで放出による影響を幅広くモニタリングし、その情報を速やかに開示すべきである。また、福島原子力発電所全ての施設について、徹底して放射能漏れ等の総点検を行い、安全を確認すべきである。

〔 4/6～4/10 低レベル汚染水放出量 11,500トン
3/11～ 高レベル汚染水漏出量 520トン+ α 〕

- 2) 漁業関係者が就労する場合の安全性について万全の対応を図るべきである。
- 3) 紛争審査会の一次指針に盛り込まれなかった風評被害等の賠償範囲を早期に決定すべきである。
- 4) 原発事故の風評被害による海外への輸出停滞に伴う流通悪化に対応した調整保管事業の拡充、1次・2次加工への支援、多角的販路確保に必要な加工支援を行うこと。

- 5) 早急に国内検査体制を充実させるとともに、輸出停滞の打開に向けた輸出国に対する販売促進活動を支援すること。

その他の事項

- 1) 被災地域においてアナログ放送を延期する被災3県の住民への周知徹底。同時に、アナログ放送を継続する放送局に対し、2次補正における予算措置も含めた支援策を検討すること。
- 2) 防災行政無線の復旧を急ぎ、復旧までの具体的な工程表を自治体ごとに作成すること。
- 3) 早期に被災地域の情報通信基盤の復旧を行うとともに、災害時に備え、無線・衛星を活用した地域の情報通信網や非常用電源の配備等、災害に強い、通信システムを構築すること。
- 4) 放送施設の復旧に必要な予算措置を講じること。
- 5) 被災者向け臨時FM局が開設されたことを被災者に周知するとともに、臨時FM局に対する助成を行うこと。
- 6) 全国の自衛隊基地・駐屯地の耐震化工事の促進及び自家発電装置を設置すること。
- 7) 全国の駐屯地を災害時における物資の緊急備蓄基地とするための整備を行うこと。
- 8) 海上、沼地等の搜索及び救難のためのホバークラフト等を配置すること。
- 9) 救援活動等に資するためのヘリコプターの装備を充実すること。
- 10) 自衛隊の撤退について行政機能が復帰した後の、自衛隊撤退のシナリオ（瓦礫処理等）について進捗状況を勘案しながら検討すること。
- 11) 病院船（ヘリ、ホバークラフト積載）の造船について検討を行うための措置を講ずること。



決める。進める。